

外国特許庁への出願費用を助成することで、
企業の持つ知的財産の活用による海外展開を
応援します！

中小企業等外国出願支援事業の支援企業を募集（2次公募）

～優れた技術や製品等を持つ中小企業者の海外展開を応援します～

公益財団法人京都高度技術研究所では、知的財産を活用して海外への事業展開を行う中小企業者の皆様に支援するため、外国出願に要する費用の一部を助成する事業の公募を実施します。

記

- 1 募集期間 令和4年7月25日（月）～令和4年8月26日（金）
- 2 対象企業 京都市内に本社のある中小企業者等（みなし大企業は除く）
- 3 応募資格 申請書提出時点で既に日本国特許庁に特許出願等（PCT出願を含む）を行っており、以下のいずれかの方法で令和4年12月20日までに外国特許庁へ同一内容の出願を行い、令和5年1月20日までに京都高度技術研究所へ実績報告書の提出が可能であること。
 - ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
 - ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
 - ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
 - ・ハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法
- 4 対象案件 特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標
- 5 補助率 助成対象費用の2分の1以内（千円未満切り捨て）
- 6 補助内容 （イ）特許 150万円以内/件
（ロ）実用新案、意匠、商標（冒認対策商標は除く） 60万円以内/件
（ハ）冒認対策商標 30万円以内/件
※1企業に対する1会計年度の補助金の総額は300万円以内
京都高度技術研究所の他に日本貿易振興機構（JETRO）・（公財）京都産業21に採択された場合はその合計額となります。
※各出願共に日本国特許庁への出願経費及び消費税並びに海外付加価値税（VAT）等は補助金の対象外
- 7 助成対象経費 ・外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用など
- 8 応募方法 「申請書」に記入のうえ、必要書類を添付し、下記応募・問合せ先に郵送（8月26日必着）または電子メール（8月26日午後5時必着）によりご応募ください。
※「申請書」については、当財団ホームページからダウンロードできます。
（<https://www.astem.or.jp/support/rights>）

※応募をご検討なされている事業者様は、事前に担当者までご連絡ください。

- 9 選考方法 当財団に設置する「外国出願支援事業委員会」において審査（書類審査及び事業者によるプレゼンと質疑応答）を実施し、採択企業を決定します。

・審査日：9月12日（月）予定

・場所：京都リサーチパーク内

・採択企業の決定：9月中旬予定

- 10 応募・（公財）京都高度技術研究所 企業成長支援部（担当：山口）

問合せ先 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134

TEL：075-366-5270 FAX：075-315-6634

E-mail：gaikoku_shutsugan@astem.or.jp

URL：https://www.astem.or.jp/support/rights